## ◎新潟県告示第654号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。 平成28年5月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
  - 東北電力株式会社
- 2 事業の種類
  - 154k V 上越火力線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域及び期間
  - (1) 土地の区域

上越市大字下荒浜字坊野土尻及び字釜ノ口並びに大字石橋新田字川北、字瀁及び字砂田地内

上越市頸城区下米岡字川北、字砂田及び字沖田、下中島字江北、榎井字草刈場、字前田、字畑田及び字寺田、島田字四間割、舟津字行ノ立、字山川及び字宮ノ越、宮本字西畑、字南畑、字東宮、字岡畑、字三番割、字岡田及び字宮本、北方字北方、宮潟字西及び字東、青野字青野、宮原字屋敷添、百間町字上潟、飯田字飯田、大坂井字坂井割、東俣字東俣、田中字田中、姥谷内字屋敷添、片津字稲場、天ヶ崎字天ヶ崎、字村面及び字屋敷付、仁野分字北割、日根津字西割、字川西、字中割、字東割、字前山、字岡本、字阿弥陀屋敷、字深沢、字蟹沢、字大窪、字十三塚及び字政栗並びに手島字土手山、字打越、字山ノ外及び字大割地内

(2) 期間

平成28年6月1日から平成28年12月31日まで